

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
大学院学生研究
2015年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学	研究科	史学	専攻		
研究代表者 (2016年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年		氏名				
	文学研究科史学専攻博士課程後期課程3年		長峰 楽 印				
指導教員	所属・職名		氏名				
	文学部教授		青木 康 印				
自然・人文・社会の別	自然	人文	社会	個人・共同の別	個人	共同	名
研究課題	18世紀後半イギリスの地域社会における公共圏—チェスターを事例として						
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2016年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年		氏名				
	文学研究科・史学専攻・博士課程後期課程3年		長峰 楽				
研究期間	2015 年度						
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円						

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的とは、18世紀後半のイギリスの地域社会における公共圏の諸相について、チェスターという個別の都市の自治体の検討を通じ、明らかにすることにある。近世イギリスの都市自治体(municipal corporation)とは、その寡頭的性格から同時代人により腐敗の温床と見なされ、また後世の研究から見ても、既得権益に甘んじるあまり、産業革命期における都市の発展を阻害してきたと不当な評価を受けてきた。しかし近年の研究では、こうした都市自治体の評価に関する見直しが始まり、個別の都市の検討が益々求められるようになった。本報告は上記の研究動向を踏まえ、チェスターの都市自治体において行政を担った市議会議員が、18世紀後半から19世紀初頭までの間、どのように任命されたのかを分析する。分析過程で、「腐敗」の特徴としての、市議同市の血縁関係の強度や、それが時代とともにどのように変容していったのかを検討する。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[都市自治体] [市議会議員] [チェスター]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的とは、18 世紀後半から 19 世紀初頭、すなわちイギリス諸都市が「近代化」への順応を迫られた過程において都市自治体が都市の「発展」を阻害してきた、という、都市自治体に対する従来の否定的な見解に修正を加えることを試みるものである。

17 世紀後半より始まる「長い 18 世紀」のイギリスで、未曾有の人口増加を経験した諸都市は、そこで新たに発生した社会問題—貧困・疫病・犯罪等—に対応すべく、都市行政の効率化と都市環境の整備の必要性に迫られていった。従来の研究では、その過程において、行政の穴を補完する役割を果たした民間の慈善団体、すなわちチャリティの役割が評価されてきた一方で、中世以来の既存の行政主体であった都市自治体は既得権益に甘んじる存在として改革に後れをとっていたと見なされてきた。1835 年には、時のホイッグ政権によるリベラリズムの一環として、都市自治体法(Municipal Corporations Act)が制定され、適用された自治体の構成員の刷新が図られたが、この法律の画期的意義を強調する研究もある。

上記の単線的な歴史理解を見直すべく近年では、18 世紀以降の都市自治体に対しての数量的、実証的検討がなされ、自治体は自身を中心とする体制を維持しながらも、内側から自己改革を図り、時代の変化へ柔軟に対応していったのだとする議論が、より有力なものとなってきたように思われる。そして、近世イギリスの都市自治体に関する議論では、構成員や、有権者を定める制度が都市によって多様であったことから、個別事例に基づく検討がますます求められているように思われる。本研究は、以上の研究動向を踏まえ、18 世紀後半から 19 世紀初頭においての、チェスターという個別の都市の自治体を検討するものである。

チェスターは、中世以来、イングランドの辺境防備を担う伯領州(County Palatine)の州都として国王より他大な自治権限を認められた都市である。18 世紀初頭までは、イギリス地方都市の中でも、当時ロンドンに次ぐ人口規模を誇ったノリッジやブリストルと同じ、「地方首都」(provincial capitals)の一つに数えられ、北西部の枢要な港湾都市として、アイルランドやヨーロッパ、北米との交易拠点の一つとなった。だがやがて、イギリス全体としての海外貿易が伸長し、工業化が進行すると、近郊のマンチェスターとリヴァプールという二大都市にその地位を脅かされた。このような歴史的背景を振り返ると、チェスターは産業革命の波に乗り遅れた歴史の遺物と見なされうるかもしれないが、その理解は正しくない。19 世紀に移行してもなお、チェスターの都市人口は漸進的成長を続けており、また経済史の研究によれば、同都市は北西部の経済圏の中でも特に第三次産業を発達させ、余暇活動を楽しむためのレジャー空間を提供する都市として、同時代のエリートやミドルクラスからの需要に応えた。そのようなチェスターでは、インフラやアメニティ、公共事業が整備され、時代の進展に後れを取らない「洗練された」都市文化を花開かせたのである。このような都市を自治体の行政という側面から再検討することには、少なからぬ意味があると考えられる。

都市自治体の「腐敗」を検討するには、いくつかの手法が考えられるが、今回の報告では、特定の時期における自治体の構成員を数量的分析にかけることで上記の課題に迫ることとした。1506 年に自治権を法律上認められたチェスターでは、国王から与えられた特許状(charter)に則り、24 人の市参事会員(Alderman)と 40 人の市会員(Common Councilman)という市議会議員から構成される自治体が、課税、裁判、建造物の修繕、新たな市議の任命などの行政を担うことになった。うち前者からは、任期一年の市長、治安判事、自治体の管財人といった自治体内の主要な役職者が互選で選出された。死亡、辞職などの理由でこの市参事会員に欠員が生じた場合には、市会員から補充されるのが原則であった。そして、まず市会員に選ばれるには、有権者として選挙の際の投票権を持つ、「正式市民」、すなわち「フリーメン」(freemen)としての資格を自治体から与えられていることが不可欠であった。

チェスターに限らず自治体の市議会議員は、無償で行政執行に関わることのできるほどの富や余暇を有する者に限られ、自然、地域のエリート層へと淘汰された。また市議会議員として行政に貢献することは、地域内の社会的威信を高める意味を持ち、名望家として、選挙等での地域住民からの協力を得たいエリートたちにとっては、なりたいたい役職であった。このような事情から、市議は一部の有力家の血縁者、もしくは議員の下に徒弟に出ていた者に限定されるという、ネポティズムの性質を持つことがあり、腐敗の判断材料の一つとして、その性質をどの程度持っていたのかが、都市史の研究では重要視される。もちろん、市議が同族集団であっても自治体が腐敗しているわけではなかった例は存在する。そこで本研究では、1750 年から、先述の都市自治体法が制定された 1835 年までの間に、チェスターの市議に就任した者、計 326 名について、その出自やフリーメン資格の取得まで遡って調査し、同都市の自治体の人事の傾向を分析することで、19 世紀に向かいチェスターの都市自治体がいかに対応したのかを検討するための足掛かりを用意できればと考えている。主要史料は、一つは都市自治体の議事録(ZAB/1-9: Assembly Books, vol. 1-9)である。当該期間、チェスターでは一年あたり多くて 7 回、少なくとも 2 回市議会が開催されたが、そこでは市議として誰を任命したか、誰にフリーメン資格を与えたかが報告、記録されてきた。もう一つは、フリーメン登録簿(freemen's rolls)である。こちらは、刊行史料として 1907 年に編纂されたものが度々再版され、2012 年には最新の版が出た。この登録簿には、フリーメン一人ひとりの名前、職業、登録手段が時系列で記録されている。フリーメンの登録手段

研究成果の概要 つづき

には、①親からの継承、②フリーメンの徒弟であること、③自治体からの付与（購入する場合も含む）があり、市議会議員が3つのうちどのような手段でフリーメンに登録されたのか、また、市議との血縁、徒弟関係の有無を、この史料から明らかにすることができる。

まず、市会員から見てみよう。1750年から1835年間の自治体の議事録を参照する限り、市会員に選出された者は222名であった。うち、登録簿と照合してフリーメン資格取得に関する情報を得られた者は、155名である。登録簿および自治体の議事録から参照しうる限り、155名の市会員のうち市議と血縁ないし徒弟関係にあった者は33名、比率で表すと約21%であった。一方で市参事会員では、参照可能な76名中19名が該当し、比率にして25%であった。この比率を同時代の他の都市と比較してみる。例えば、イギリス社会史家であるピーター・クラークは、1780年から1800年までの間に、チェスターのそれとほぼ同規模の、グロスター市の市議に就任した者を対象に同様の分析を行っているが、それによると、市会員が26%、市参事会員が34%であったという。しかもこの数字は、徒弟関係ではない、血縁関係のみを有する者の比率である。クラークの分析の対象時期は本研究の対象時期よりも狭いが、チェスターを彼の時期に当てはめて分析し直したとしても、実際にはそれほど変わらなかった。クラークによると、18世紀後半のグロスターの一部の市議は、コミュニティとしての都市内部を超えたより広範な地域間の姻族関係を結ぼうと努めていたとされ、市議全体のうち独身者の比率は前の時代に比べて高かったという。そのようなグロスターの場合と比較して、同族集団の比率が市議のうちでやや低かったという、チェスターの事例は、同都市の自治体の人事が比較的開放性の高いものであったことを物語っている。

もう一つ、別の分析視覚を本研究では用いてみた。今度は、(1)フリーメンとしての資格を得てから市会員に選ばれるまで、(2)市会員に選ばれてから市参事会員に選ばれるまで、市議のタイプによりどれほどの時間差が出るか、すなわち、出世にかかる所要時間の比較の検討を試みた。市議会議員のタイプとしては、(1a)市議の血縁者、(1b)市議と血縁のない者、(2a)市議の徒弟、(2b)市議でない親方の徒弟、(3a)フリーメン資格購入者、(3b)フリーメン資格を市議会から譲渡された者に分類した。分類された市議会議員の(1)および(2)が、上述の6つのカテゴリごとでそれぞれ平均としてどれほどになるかを以下に示そう。

(1) (1a)5.89 (年)、(1b)9.69、(2a)8.47、(2b)8.42、(3a)9.65、(3b)6.95。

(2) (1a)12.93 (年)、(1b)14.29、(2a)16.85、(2b)18.38、(3a)14.82、(3b)8.19。

上の数値を見ると、(1)からわかる通り、やはり市議に血縁者を持つ者が、フリーメン資格を取得してから、血縁を持たない者のおよそ半分の年月で、市会員に就任していることがわかる。また、都市住民の主体性というより自治体の意向によってフリーメンとなった(3b)の市議も、比較的短い年数で市会員になることができた。ただし一方で(2)に目を転じてみると、カテゴリ(3)以外で、血縁や徒弟関係を持つ者、持たない者同士の間で、それほど大きな開きはない。このことはつまり、18世紀後半の時点で、市参事会員になるうえで、市議との血縁、徒弟関係はそれほど有利には働かなかったことを示唆していよう。

さらに分析すれば、チェスターの都市自治体の同族集団としての性質は、対象時期の85年間に徐々に弱まっていった可能性が考えられる。1780年代より、市会員のうち(3a)のカテゴリ、すなわちフリーメン資格を購入した者の比率が高まっていったからである。1784年から1820年までの間で、6つのカテゴリに属する市会員をそれぞれ数えると、購入の手段によってフリーメンとなった市会員の数が、6つのうち最多となった。また、資格購入のために支払う金額は、同時代史料から推察されうる限り、申請者個人の所有財産に応じて10ポンドから35ポンドの差が定められていたと思われるが、前の時代と比較し、最低額10ポンドを支払ってフリーメンになった者が、市議になったケースが増えた。加えて先述と同様に、1784年から1820年までの間の、(1)および(2)の期間を割り出し、比較してみると、(1a)に属するフリーメン、市会員が、出世するのに要した年月は、上段落の結果と比べて長くなり、他のカテゴリの市議の所要年月と比べそれほど大きな差はなくなっていた。以上の事実も、チェスターの自治体の人事が時代の進展に並行してより開放性を増したことを示唆していると思われる。

いわゆる「都市化」を迎え、新たな社会問題への対応を迫られた近世イギリスの地方都市の中には、既存のエリートによる行政支配の下に都市内の秩序を維持することに限界を感じ、専門知や新たな人材を主体的に行政の中に組み込んでいたところもあった。例えば、地方都市キングス・リンでは、都市の行政や自国の外交をめぐる政府へ何等かの政策を求めるとあたって、政府へ提出する請願の作成のために、自治体が住民集会を開催し、都市住民を分け隔てなく集め、市の総意をまとめるためのアリーナを用意することもあったという。本報告で取り上げたチェスターでも、こうした例からは漏れなかったと思われる。少なくとも市議会議員の任命という側面から見る限り、同都市の自治体は、都市化、工業化の進展する過程で、都市内部の血縁で結びつくという、前近代的な慣習の中で硬直していたわけではなく、柔軟に外からの人間を登用し始めていたことが、分析結果から見て取れよう。

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

該当なし。

ただし以上の成果は、以下として公表する予定である。

④ 「(仮題) 産業革命期イギリス地方都市における自治体構造の変容—チェスターの事例」
2016 年度立教大学史学会大会

① 同上題目
『史苑』77 巻 1 号、2016 年 12 月発行予定。